

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 21 日現在

機関番号：13401

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2015

課題番号：25590261

研究課題名(和文) 道徳と社会科の「融合可能性」を探る研究

研究課題名(英文) The study for the integration of moral education and social studies education

研究代表者

橋本 康弘 (hashimoto, yasuhiko)

福井大学・教育地域科学部・教授

研究者番号：70346295

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、道徳と社会科の「融合可能性」を探ることを目的として行った。本研究では、「道徳授業研究アプローチ」「諸外国における比較アプローチ」「社会科授業に潜む子供の判断研究アプローチ」を採用し、道徳と社会科の「融合可能性」を価値教育の視点から検討した。その結果、道徳と社会科について、授業・カリキュラム・授業の実際においてその異同が明らかになった。また、その「融合可能性」に関する方略を提案することができた。

研究成果の概要(英文)：This study was intended to explore the integration of moral education and social studies education. This study is based on "research of moral lessons", "comparative research in foreign countries" and "research of decision-making for children in the social studies". As a result, it is differences about value-teaching, curriculum-development of value education and practice of instruction about value education between the moral education and social studies education. We propose a strategy on the integration between moral education and social studies education.

研究分野：社会科教育学

キーワード：社会科教育 法教育 道徳教育 カリキュラム研究 授業研究

## 1. 研究開始当初の背景

### (1)平成 20 年版学習指導要領による要請

学習指導要領では「思考力・判断力・表現力」「言語活動の充実」「伝統・文化の尊重」などが注目されているが、一方で教育基本法の改正に伴い従前以上に「道德教育の充実」が重要な課題であることは言うまでもない。各教科等の新学習指導要領本文には、新たに「学校教育における道德教育は(中略)各教科に属する科目,総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて,適切な指導を行わなければならない」(各教科等の新学習指導要領の3総則関連事項)と記述され、この意味するところは、様々な教科で道德教育との「関連付け」を学校現場に求めていることである。しかし、この分野の研究は、前述のような注目されている項目とは異なり、ほとんど研究されていない。その理由としては、学校現場サイドの視点で考えてみると「道德」の授業が既に行われており、他教科は他教科の内容を教えることで手一杯であり、道德教育との「関連付け」まで手が回らないといったことなどが考えられる。

### (2)社会科教育学研究者による議論不足と固定観念の打破

研究者サイド、特に社会科教育学の研究者の中には、道德教育が目指す道德的価値観形成は戦前の「修身」に対する反省から、また社会科の「教科固有性」を主張する立場から社会的価値観形成と道德的価値観形成を結び付けて考察すること自体から距離を置くのが至極当然のように考える傾向があった。このような状況では、一向に社会科と道德との「関係性」は研究の俎上にも上らない。このような状況を「打破」する必要がある。

## 2. 研究の目的

道德と社会科の「融合可能性」について検討する。そのため、「価値」に着目する。それぞれで取り上げられている「価値」の取扱い方を踏まえ、従来の道德と社会科の内容編

成等を検討し、道德と社会科を「融合」するカリキュラム(単元・授業)モデルを作成することを目的とした。

## 3. 研究の方法

道德と社会科の「融合可能性」を検討するために、次の3つのアプローチで研究を進めた。なお、社会科に関しては、道德的価値と親和性がある法(関連)教育に焦点を絞って考察することとした。

### (1)道德授業研究アプローチ

日本の道德授業では、どのような「価値」が取り扱われているのか、その「価値」の取り扱い方を明らかにするとともに、同じ「価値」に関して、法教育ではどのような取り扱い方になるのか、具体的な道德授業を事例にして、それを法教育授業に「改善」することを通して、その異同を明らかにした。そうすることで、道德と社会科の「融合可能性」を具体的な授業設計の視点から追求した。

### (2)諸外国における比較アプローチ

諸外国における道德教育で取り上げられる「価値」と「価値」教育の実際について、また、法教育で取り上げられる「価値」と「価値」教育の実際について、具体的なカリキュラム(単元)を比較し、検討した。そうすることで、道德と社会科の「融合可能性」について具体的なカリキュラム(単元)設計の視点から追求した。

### (3)社会科授業に潜む子供の判断研究アプローチ

(1)や(2)は、教師が想定し実施するカリキュラム(単元・授業)研究であったが、このアプローチは具体的な授業に対して、生徒自身はどのような判断を下すのか、そこに潜む「価値」を明らかにするアプローチである。このアプローチでは、一つの社会科授業を取り上げて、生徒が考察の念頭に置いている「価値」は何なのかを分析することを通して、子供が判断する根拠として何があるのかを明らかにするとともに、法教育(ないしは道

徳教育)で重視される判断を行わせるにはどうすればよいのか、といったことについて検討した。そうすることで、道徳と社会科の「融合可能性」について、生徒の実態の視点から追求した。

#### 4. 研究成果

##### (1)道徳授業研究アプローチに基づく成果

本アプローチでは、日本の道徳授業でよく用いられる「星野君の二壘打」「二通の手紙」を検討した。いずれの授業も、道徳授業では、心情理解から、星野君ないしは元さんの気持ちを考えて、ルールや規範を守ることの大切さを理解させる方略を道徳教育では採用していることが指導書等の分析から明らかになった。ルールや規範を守ることの大切さは道徳教育アプローチでも十分に児童・生徒に伝わるが、そもそもルールや規範がなぜそのように設定されていたのかは児童・生徒には見えにくい授業となっているとの「反省」から、社会科(法教育)としての展開を考案した。「星野君の二壘打」では、監督の権威性に着目し、監督がなぜバントを指示する権限を持つのか、といった視点から授業を再構築した。また、「二通の手紙」では、市営動物園のきまりである「入園時間は午後4時まで、小学生は保護者同伴でないと入園できない」点に着目し、きまりが守っている法益や、きまりを守らないことによる不利益について考察させる授業として再構築した。これらの授業については、前者は、鯖江市神明小学校で、後者は、福井市明道中学校で、授業を実施し、生徒のワークシートの記述分析を含め、法と教育学会第4回学術大会(2013年9月1日)の分科会で報告した。

本アプローチによる分析結果から、ルールや規範を行使する権威性や、ルールや規範が守っている法益等を踏まえて授業づくり(授業構想)しているか否かで、道徳教育と法教育授業の異同があることが明確になった。

##### (2)諸外国との比較アプローチに基づく成果

本アプローチでは、アメリカ合衆国のカリキュラムを取り上げた。具体的には、アメリカ合衆国における「道徳教育」である、キャラクター・エデュケーションのカリキュラムを事例にして、そこで取り上げられている「価値」と「価値」教育のあり方を検討した。また、同じ「価値」を扱っている法関連教育のカリキュラムも分析し、「道徳教育」の場合との異同を明らかにした。「道徳教育」及び法関連教育に係って共通の「価値」として取り上げたのが、「責任」である。アメリカ合衆国のキャラクター・エデュケーションでは、「責任」概念を、自分の周りや友達、学校における「責任に係る問題」を教材として「責任の果たし方」を「行動、言葉、思考、選択」させることを通じて学ばせる。すなわち、「責任」を果たす当事者としての視点を学ぶことができるよう構成されているのである。一方で、アメリカ合衆国の法関連教育では、「責任」概念を、家族から国家における結果責任・行為責任に係る問題を教材として、「知的道具」を活用して、法的に問題を解決する過程を児童・生徒が辿ることで学べるように構成されていた。すなわち、第三者としての視点を学ぶことができるよう構成されていたのである。本アプローチの研究成果は、日本弁護士連合会主催の「教員のための法教育セミナー」(2015年5月23日、2014年5月17日)の基調講演で報告した。

##### (3)社会科授業に潜む子供の判断研究アプローチに基づく成果

本アプローチでは研究分担者である野坂佳生が学校現場教員と実施した社会科授業を事例に取り上げ、生徒がその授業でどのような価値判断を行ったのか、そのプロセスを分析することから始めた。取り上げた授業では、ファーストフード店の店長が、ファーストフード店に長時間滞在するホームレスの存在を念頭に、「ホームレス入店お断り」の貼り紙に提示したことに始まる。この問題に

ついて、店長が貼り紙を出したことの賛否を子供たちに問うた。この授業の狙いは、憲法12条前段「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」(最後の一人を守ることの大切さ)について学ぶことであったが、生徒自身の反応は、クラス内6グループのうち、「店長の行為は当然」と判断したグループが5グループ、「店長の行為は問題がある」と判断したグループが1グループであった。多くは、憲法12条前段の意味を理解していないことが明らかになった。生徒の反応を分析すると、「ホームレスは店や他の客に迷惑をかけている」「他人に迷惑をかける行為は悪いことである」と判断していることが読み取れる。これはすなわち、道徳的な判断に依存しているということである。このように通常の社会科の授業でも、道徳的な判断が多くみられることを踏まえ、法的な判断が見られるようにするにはどうすればよいのかを検討した。「最後の一人が他人事のように捉えられないようにすること」「最後の一人を国民の多くが担うことの意義が伝わるようにすること」等の工夫をすることが生徒に法的な判断を促すために重要なのではないか、という結論に至った。なお、本アプローチの研究成果については、第64回全国社会科教育学会全国研究大会(2015年10月10日)において、報告した。

以上、具体的な授業設計・カリキュラム設計・生徒の実態から、道徳と社会科の「融合可能性」について検討し、「融合」する場合の授業構成の在り方について明らかにした。

#### 引用文献

中原朋生、正義とケアを視点とする法教育と道徳教育の連携、法と教育、Vol.5、2014、5-17

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計6件)

橋本康弘、「法教育」のさらなる充実に向けて、社会科NAVI、査読なし、vol.8、6-7、2014

橋本康弘、発達段階に応じたテーマをどう設定すればよいか、教職研修、査読なし、No.499、84-85、2014

橋本康弘、法教育の充実と道徳教育、全国中学校長会、中学校、査読なし、No.719、4-7、2013

橋本康弘、憲法論議をどう教えるか - 議論する前に「そもそも論」の授業の必要性、教育zine、査読なし、2013

<http://www.meijitoshoco.jp/eduzine/opinion/?id=20130640>

橋本康弘、市民性育成を射程に入れた「基礎法学」的法教育カリキュラムの構造 - The American Legal System シリーズの場合、法と教育学会、法と教育、査読あり、Vo.4、5-14、2013

橋本康弘、現代の道徳に必要な要素は何か - 法教育に視点を当てて -、教職研修、査読なし、No.492、2013、32-33

[学会発表](計3件)

橋本康弘・野坂佳生、道徳教育と法教育の関係性 - 「徳目」、法原理に着目して -、第64回全国社会科教育学会、平成26年10月10日、広島大学

橋本康弘・野坂佳生・森川禎彦、道徳教材を用いた法教育授業(中学校の場合) - 道徳教育と法教育の融合の試み(2)、第4回法と教育学会、平成25年9月1日、武蔵野大学

橋本康弘・野坂佳生・端将一郎・白木一郎、道徳教材を用いた法教育授業(小学校の場合) - 道徳教育と法教育の融合の試み(1)、第4回法と教育学会、平成25年9月1日、武蔵野大学

[図書](計1件)

橋本康弘他、明治図書出版、新社会科授業

づくりハンドブック、2015、251

6．研究組織

(1)研究代表者

橋本 康弘 (HASHIMOTO Yasuhiro)

福井大学・教育地域科学部・教授

研究者番号：70346295

(2)研究分担者

野坂 佳生 (NOSAKA Yoshio)

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：70377422